

令和8年二十歳のつどい
のお知らせ

ID2863

時令和8年1月11日(日)、午前10時

場名古屋文理大学文化フォーラム
(市民会館) 大ホール

案内状 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれで、令和7年12月1日現在、市に住民登録している方へ12月上旬に送付します

問生涯学習課 ☎32-1440



三世代すまいる支援事業

世代間の支え合いや、地域コミュニティの維持・空き家の発生抑制を目的として、三世代で同居するため市内に住宅を新築する子世帯に工事費の一部を補助します。対象や交付条件など詳しくは、ID218 で確認してください。

補助額 50万円

他工事着手前に建築課に相談の上、認定申請が必要です

問建築課 ☎32-1418

スクールソーシャル
ワーカー人材登録

県教育委員会では、小中学校で勤務するスクールソーシャルワーカーの登録を受け付けています。

問尾張教育事務所
☎052-961-1903

視覚障害者歩行訓練事業

ID1482

対市内在住で、視覚障害を理由とする身体障害者手帳を持っている方

定8人(抽選) ※これまでに訓練を受けていない方を優先

内白杖を使って一人で歩くための歩行訓練士によるマンツーマンの訓練

他公共交通機関を利用して訓練する場合は、歩行訓練士の交通費が必要

申4月1日(火)～18日(金)に、福祉課(☎32-1281)、支所へ



県立学校合同説明会

●海部津島・稲沢地区

時5月31日(土)、午前10時30分～午後3時30分(入退場自由)

場津島市文化会館大ホール

内各学校ブースでの個別相談、ステージ発表、学校紹介など

●一宮・稲沢地区

時6月8日(日)、午前10時30分～午後3時30分(入退場自由)

場一宮スポーツ文化センター

内各学校ブースでの個別相談、学校紹介など

対中学生と保護者

問杏和高等学校 ☎97-1311
稲沢緑風館高等学校
☎32-3168

他詳しくは、各学校のホームページを確認してください

ファミリーサポートセ
ンターからのお知らせ

ファミリーサポートセンター事業は、子育てを手伝ってほしい方(依頼会員)と子育ての応援をしたい方(提供会員)が会員登録をし、子育てを地域で支え合い、助け合うしくみです。

援助の内容

- ・保育園、幼稚園、小学校、児童館、児童センター、習い事などへの子どもの送迎や、送迎を伴う預かり
- ・保護者の用事やリフレッシュの際の子どもの預かり
- ・病児や病後児の預かり(医師から許可が出た場合)
- ・産前産後の家事や赤ちゃんの世話などの手伝い

依頼会員 市内在住・在勤の方で0歳児(生後57日以降)～小学校6年生の子どもの保護者、妊娠8カ月～産後2カ月(多胎児は12カ月)の方

提供会員 子育て支援活動に関心のある方(年齢・資格・経験は不問です) ※ファミリーサポートセンター子育て講座を受講してください

費有料(会員登録は無料)

他利用方法など、詳しくは「移動事務所」や電話で説明します。日程など詳しくは、ID2044 で確認してください

問ファミリーサポートセンター ☎0567-28-5574

ふれあい相談 ID1543

子どもの発達や障害のある子どもの養育で悩んでいる保護者の疑問や不安・悩みについて一緒に考えていきます。

時平日、午後1時～4時 ※要予約

場県立いなざわ特別支援学校(一色森山町)

申電話(☎35-2005)で県立いなざわ特別支援学校へ

生活環境・自然環境に関する補助制度など

地球温暖化対策設備設置費補助制度

自ら居住する市内の住宅に対象となるシステムを設置する方に補助金を交付します。

他補助金額など、詳しくは ID996 で確認してください

浄化槽設置事業補助制度

対下水道事業計画区域などを除く市内全域で、専用住宅に浄化槽を設置する方

申設置工事着手前に環境保全課へ ※申請前に着手した場合は補助できません

他補助限度額など、詳しくは ID1028 で確認してください

●浄化槽は維持管理が必要

浄化槽は、維持管理を行わないと機能が低下し、悪臭や水質汚濁の原因となります。

浄化槽を使う全ての方は、検査・清掃などの維持管理を行わなければならないと法律で定められています。

飼い主のいない猫 避妊手術費補助制度

対市内在住の方または市内で地域猫活動を行う団体が、市内の動物病院で飼い主のいない猫(野良猫)の不妊・去勢手術を行う場合

他補助金額など、詳しくは ID993 で確認してください

特定外来生物などの捕獲

ID1038

対市内で、特定外来生物などによる生活環境や農作物への被害が深刻な方

捕獲方法 依頼者の協力のもと、発生場所に捕獲箱を原則一週間設置

対象生物 ニートリア、アライグマ、ハクビシン、タヌキなど

申電話で環境保全課へ

問環境保全課 ☎36-3710

春の交通安全市民運動・春の安全なまちづくり市民運動

問総務課 ☎32-1159 ID1308

4月6日～15日に「春の交通安全市民運動」を行います。春季は、新たな生活をスタートさせる新入学児童を始め、学生・社会人などによる、不慣れな交通環境での交通事故の発生が心配されます。

そこで、次の3つの重点に注意し、一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することで、交通事故の防止を図りましょう。

- ①歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ②ながら運転などの根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

4月15日～24日に「春の安全なまちづくり市民運動」を行います。昨年度に引き続き、特殊詐欺、侵入盗、自動車盗が多くなっています。また、例年春から夏にかけて、子どもや女性に対する声掛け・つきまといなどが増加する傾向にあるため注意しましょう。

